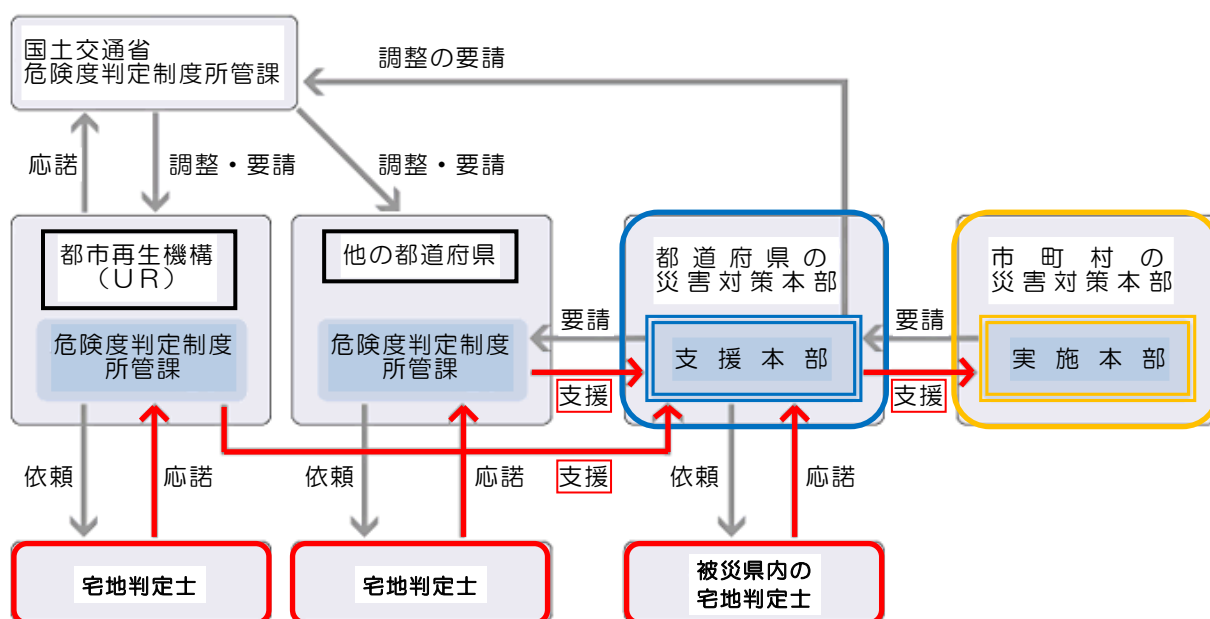


被災宅地危険度判定制度について

1 被災宅地危険度判定制度とは

災害対策本部が設置されるような大規模な地震または大雨等によって、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、要請を受けた被災宅地危険度判定士が危険度を判定し、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握することにより、宅地の2次災害を軽減・防止し住民の安全を確保することを目的としています。

危険度判定 実施体制図



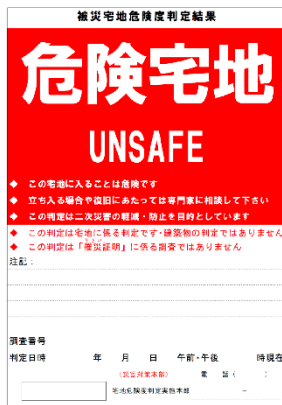
2 被災宅地危険度判定士とは

被災宅地危険度判定士(以下、「宅地判定士」)は、被災した市町村又は都道府県の要請により、宅地の2次災害の危険度を判定する土木、建築等の技術者です。



宅地判定士になるためには、都道府県知事等が実施する被災宅地危険度判定講習会を修了し、危険度判定を適正に執行できると認定され(もしくは同等以上の知識および経験を持つと認められ)、登録される必要があります。

なお、令和5年4月現在の宅地判定士数は、約4万人となっています。



宅地判定士は、補助員を含む2~3人が1組になって被害状況を目視調査し、危険度を判定後、赤黄青3種類の判定ステッカーを掲示します。(令和2年9月に変更) これにより、通行者を含め宅地周辺に臨場する人は、地盤の安全度が識別できるようになり、宅地の地盤崩壊等による2次災害が軽減・防止されます。

3 福島県の状況

本県の宅地判定士は、令和5年4月現在で登録者が548人となっております。東日本大震災の際は、県内外の宅地判定士により17市町村、1,156件の調査が実施され、そのうちの約半数が「危険」又は「要注意」に判定されました。

■ 東日本大震災時の判定結果

市町村数	調査件数	判定結果		
		危険宅地	要注意	調査済 (防災上問題なし)
17市町村	1,156件	305件	299件	552件